

各

都道府県
政令指定都市
中核市

 障害児支援主管部（局）

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課

各指定都市教育委員会特別支援学校主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
文部科学省初等中等教育局特別教育支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
重症心身障害児や医療的ケア児等の受入れについて

このたびの小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の要請に関連して、これまで発出した事務連絡等に基づき取り組んでいただいているところですが、放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）等における重症心身障害児や医療的ケア児等（以下「医療的ケア児等」という。）の対応について、下記のとおり追加しましたので、都道府県障害児支援主管部（局）におかれては管内市町村に、都道府県教育委員会特別支援教育主管課におかれては域内の市町村（指定都市を除く。）教育委員会に対し周知をお願いします。

記

○ 今回の臨時休業に伴い、医療的ケア児等を受入れている事業所においては、看護職員がやむを得ず出勤できず、引き続き医療的ケア児等を受入れることが困難な場合や、利用する医療的ケア児等が増えることも想定されることから、看護職員の確保について、特段の配慮が必要である。なお、確保に当たっては、例えば、以下のような対応が考えられる。

① 同一法人内で他の施設等に勤務する看護職員について、臨時的に事業所の業務に携わること。

② 既に、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日文科初第1598号、子発0302第1号、障発0302第6号）において示しているように、今回の臨時休業に際して人的体制を確保するに当たっては、教職員の職務である教育活動等の一環として、各教育委員会等の職務命令に基づいて放課後児童クラブ等における学習指導や生徒指導等に関する業務に携わることとは可能であることから、各教育委員会等に確認の上、特別支援学校等に配置さ

れた看護職員に協力を求めること。その際、特に、日頃から医療的ケア児等が通う事業所の業務に携わっていただくことが望ましいこと。なお、協力を求めるに当たっては、臨時休業中の看護職員の業務負担を踏まえた上で、適切に対応いただくことが望ましいこと。

- ③ 地域の訪問看護ステーションとの連携により、訪問看護師に事業所の業務に携わっていただけるよう協力を求めること。特に、日頃から訪問看護を提供している医療的ケア児等が通う事業所の業務に携わることが望ましいこと。
- 医療的ケア児等の通いの場については、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に伴う緊急一時的な障害児の受入れについて」（令和2年3月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡）でお示しした通り、看護職員が配置されている他の障害福祉サービス等施設・事業所や介護保険の通所介護事業所等における受入れについても併せて検討いただきたい。
- なお、①～③における看護職員加配加算等に係る届出等については、令和2年3月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて」のQ8を参照すること。

(これまで発出した事務連絡)

- ・令和2年2月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」
- ・令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2）」
- ・令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）」
- ・令和2年3月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて」

(参考資料)

- ・「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日文科初第1598号、子発0302第1号、障発0302第6号）
- ・「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて」（令和2年3月3日厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

- ・「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に伴う緊急一時的な障害児の受入れについて」(令和2年3月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡)

- ・厚生労働省ホームページ

自治体・医療機関向けの情報一覧(新型コロナウイルス感染症)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

- ・厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部ホームページ

障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

- ・文部科学省ホームページ

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

https://www.mext.go.jp/content/20200303-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線3037, 3102)

E-mail: shougaijishien@mhlw.go.jp

文部科学省初等中等教育局特別教育支援課

TEL: 03-5253-4111 (内線3967)

E-mail: seika@mext.go.jp